

平成 27 年 4 月 27 日



都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義武



平成 27 年度における医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に、標記の通知がなされるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

昨年度の立入検査については、「平成 26 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施及び同要綱の一部改正について」(平成 26 年 10 月 7 日付け日医発第 715 号 (地 I 177) にて貴会宛に送付済。)において、留意事項がまとめられています。

本件は、本年度当初から立入検査を実施する場合には、平成 27 年度の立入検査関係通知を発出するまでの間は、平成 26 年度通知を参考とするよう、地方自治法の規定による技術的な助言として通知がなされたものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件について了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び病院への周知、協力方につきご高配賜りますようよろしくお願いいたします。



医政発0420第6号  
平成27年4月20日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

平成27年度における医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事等あて送付しましたので御了知願います。

写

医政発0420第6号  
平成27年4月20日

各都道府県知事 }  
各保健所設置市長 } 殿  
各特別区長 }

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

平成27年度における医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査について

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号医薬局長・医政局長連名通知）により実施しているところであるが、平成27年度当初から立入検査を実施する場合においては、平成27年度の立入検査関係通知を発出するまでの間、「平成26年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（平成26年9月8日医政発0908第20号）」及び「医療法25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について（平成26年9月8日医政発0908第21号）」を参考に立入検査を実施することとされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。